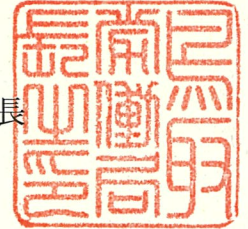




令和元年 8 月 9 日

建設業労働災害防止協会鳥取県支部長 殿

鳥取労働局長



熱中症予防対策の徹底について（緊急要請）

労働行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、鳥取県内におきましては、連日の猛暑により熱中症の発生が懸念されるところであり、建設工事など屋外での作業においては特に対策の徹底が必要であります。

こうした中、今週、県内の建設工事現場で重篤な熱中症が発生しました。

熱中症は短時間で容体が急変し、重篤な結果をもたらす可能性が高い疾病であり、下記事項のほか別添の「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の取組が徹底されますよう、傘下の関係事業場への周知について御協力をいただきますよう、要請いたします。

記

- 1 暑さ指数（WBGT 値）を測定し、作業時間の短縮、休憩の確保、涼しい服装等その指数に応じた対策を講じること。
- 2 冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保すること。
- 3 定期的に水分・塩分を摂取すること。
- 4 労働者の健康状態を確認すること。
- 5 少しでも異変を感じたら、すぐに病院に運ぶ、救急車を呼ぶなどの対応を行うこと。